平成２５年（再イ）第３５号
静岡県浜松市南区本郷町3010番地の１
再生債務者　杉山　　晃
１　決議に付する再生計画案　平成26年１月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月26日まで
平成26年２月５日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２５年（再イ）第２８号
熊本県合志市竹迫1641番地、前住所熊本市南区奥古閑町3034番地
再生債務者　野田　美香
１　決議に付する再生計画案　平成26年１月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月18日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月18日まで
平成26年２月４日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再イ）第３２号
熊本市北区植木町滴水269―２　レオネクストｓｏｒａ104号、住民票上の住所熊本県荒尾市荒尾1187番地５
再生債務者　阪田　　博
１　決議に付する再生計画案　平成26年１月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月19日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月19日まで
平成26年２月５日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再イ）第４５号
兵庫県伊丹市寺本１丁目104番地１　グローバル伊丹昆陽里401号
再生債務者　毛利　恒平
１　決議に付する再生計画案　平成26年１月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月24日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月24日まで
平成26年２月３日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第４６号
兵庫県伊丹市野間１丁目７番３―204号
再生債務者　佐々木孝志
１　決議に付する再生計画案　平成26年１月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月24日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月24日まで
平成26年２月３日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第９１号
神戸市長田区水笠通４丁目１番１―1007号
再生債務者　中津濱雅子
１　決議に付する再生計画案　平成26年１月11日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月25日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月25日まで
平成26年２月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第２７号
徳島県徳島市西新浜町１丁目５番38―504号
再生債務者　田中　幸義
１　決議に付する再生計画案　平成26年２月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月26日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月５日まで
平成26年２月５日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１５号
長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷1123番地２
再生債務者　緒方　和樹
１　決議に付する再生計画案　平成26年１月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月26日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月５日まで
平成26年２月５日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２４年（再ロ）第１６号
広島県大竹市南栄２丁目２番９号
再生債務者　西浦　　賢
１　決議に付する再生計画案　平成25年９月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月５日まで
平成26年２月５日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第５５号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷21番地279
再生債務者　小石　竜男
１　決議に付する再生計画案　平成26年１月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月５日まで
平成26年２月５日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による免責決定

平成２５年（モ）第１００５号
富山県高岡市石瀬514番地１　サンパティークいしぜ203号
再生債務者　中島英次郎
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成26年２月５日　富山地方裁判所高岡支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第６号
仙台市太白区山田本町18番20号
再生債務者　成田　友慶
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年２月25日まで
平成26年２月４日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第４号
愛媛県新居浜市河内町３番14号　コーポジャスティス102号
再生債務者　髙橋真奈美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月31日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年２月26日まで
平成26年２月５日　松山地方裁判所西条支部

会社その他

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年三月三十一日であります。
甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年一月三十一日
掲載頁　五十頁（号外第二十号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年一月三十一日
掲載頁　五十一頁（号外第二十号）
平成二十六年二月十四日
青森市間屋町二丁目一五番二二号
（甲）丸大堀内株式会社
代表取締役　堀内　琢夫
青森市大字合子沢字松森二五九番地一四
（乙）西尾株式会社
代表取締役　堀内　琢夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.seino.co.jp/seino/iwateseino/koukoku/index.htm
（乙）http://www.seino.co.jp/seino/miyagiseino/koukoku/index.htm
平成二十六年二月十四日
岩手県盛岡市流通センター北一丁目二二番地
（甲）岩手西濃運輸株式会社
代表取締役　安齋　晃次
宮城県石巻市鹿又字学校前五一番地一
（乙）宮城西濃運輸株式会社
代表取締役　阿部進太郎